

基本仕様書

1 業務委託名

熊本記念競輪開催に係るプロモーション等業務委託

2 目的

熊本記念競輪の認知度向上及び来場者数・車券売上の増加を図るため、各種媒体を活用した広報・プロモーションを一体的に実施し、熊本記念競輪の魅力を効果的かつ継続的に発信することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）11月30日まで

4 競輪開催日程

名称：熊本競輪開設76周年記念「火の国杯争奪戦」GⅢ

日時：令和8年（2026年）10月22日（木）～25日（日）

荒天時は、開催順延・中止の場合あり

場所：熊本市中央区水前寺5丁目23番1号 熊本競輪場

5 提案上限額

30,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額含む）

荒天等による中止の場合は、委託者と受託者が協議の上、委託契約金額を変更して定め支払うものとする。なお、変更後の委託契約金額は、当初の委託契約金額を超えないこととする。

6 業務内容（企画提案項目）

（1）広報・プロモーション業務

① 共通事項

ア 競輪ファンはもとより、ファン以外の方に対しても競輪に関心を持ってもらえるよう、プロモーションツールに応じてターゲットを明確にし、各ターゲットに対し最も効果的に訴求する内容を念頭に業務を遂行すること。

イ 本業務で採用されたデザインや、それに付帯、派生するデザイン並びに成果物等の一切の権利は、本市に帰属するものとする。

ウ 本業務において、競走映像、競輪選手、タレント、アニメキャラクター等を使用する際に必要な肖像権並びに著作権等に関する一切の手続きと諸費用等は、全て受託者の負担とする。

- エ プロモーションの展開にあたり、関係者と協議のうえ作業スケジュールを提案すること。
- オ 作成した作業スケジュールに基づき、委託者及び競輪関係団体等と適宜打ち合わせや連絡・調整等を行い、情報共有を徹底すること。また、円滑に業務を遂行できるように進捗管理を行い、万全を期すこと。
- カ プロモーションに関する資料は常に整理し、発注者から報告及び調査を求められた場合には、速やかに指示に従い、誠実に対応すること。
- キ プロモーションの内容及び工程等については、決定後においても受託者と協議のうえ、変更する場合がある。

② 共通キービジュアルの制作・使用

- ア 記念競輪の品格を備えたデザインを提案すること。なお、各種プロモーション活動や告知等においては、基本的に、共通キービジュアルを用いることとし、開催に一体感を醸成すること。
- イ 共通キービジュアルは、使用する用途に合わせてリサイズ等行うものとし、イラストレーター、PDF 等指定する形式にて納品すること。
- ウ 共通キービジュアルの確定は、令和 8 年（2026 年）7 月中旬頃を目処とする。
- エ 共通キービジュアルデザインは、ポスター、リーフレット、プロモーションビデオ、チラシ、新聞、雑誌、QUO カード等のグッズ、中継番組、WEB サイト及びその他開催に伴う全てに活用するものとする。

③ ポスター制作、発送

- ア 記念競輪の品格及び開催告知ポスターとしての目的（開催場や開催日程の認知向上）を考慮したデザインとすること。
- イ デザイン決定後において、適宜デザインの修正・変更を行うことがある。
- ウ ポスターのデザイン制作から印刷、梱包、発送業務を一括して行うこと。
- エ デザインデータは、使用する用途に合わせてリサイズ等行うものとし、イラストレーター、PDF 等指定する形式にて納品すること。
- オ ポスター記載必須事項
 - (ア) 開催名称（開設 76 周年記念熊本競輪火の国杯争奪戦 GIII）
 - (イ) 開催日程（令和 8 年（2026 年）10/22（木）・23（金）・24（土）・25 日（日））
 - (ウ) 開催競輪場（熊本競輪場）
 - (エ) 電話投票番号（87#）
 - (オ) ホームページ URL 及び二次元コード（熊本競輪場、KEIRIN. JP）
 - (カ) ギャンブル等依存症に対する注意喚起

カ 作成部数は、B1 縦 200 枚以上、B2 縦 800 枚以上とし、熊本競輪場、場外発売競輪場、及びサテライト、関係団体等へ養生を施し折り曲げずに発送、納品すること。なお、指定部数及び指定場所の詳細は別途指示する。

キ ポスター印刷の使用

- (ア) 規格：B1 版、B2 版（片面印刷）
- (イ) 紙質：コート紙 135 kg
- (ウ) カラー：4 色刷り

④ スポーツ新聞社への広報キャラバン

ア PR 記事の掲載とファンサービス実施を目的に、九州エリアのスポーツ新聞社 4 社へ PR 訪問を行うこと。

対象の新聞社

新聞社名	所在地
株式会社スポーツ報知 西部本社	福岡市中央区赤坂 1-16-5 読売新聞西部本社 5 階
株式会社日刊スポーツ新聞 西部本社	福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7 階
株式会社スポーツニッポン新聞社 西部総局	福岡市中央区天神 1-16-1 毎日会館 9 階
株式会社東京スポーツ新聞社 九州スポーツ	福岡市中央区清川 1-9-19 渡辺通南ビル 4 階

イ 訪問者は、(一社) 日本競輪選手会熊本支部の選手はもとより、全日本選抜競輪の PR に適した選手やタレント、熊本競輪公式マスコットキャラクター「ファイ太」等を起用し、効果的に PR を行うことができる編成とすること。

ウ 訪問に同行する選手は、(一社) 日本競輪選手会熊本支部と調整し、訪問当日までに事前説明を行うこと。

エ 「ファイ太」を訪問者に含む場合、着ぐるみは委託者から貸与するが、着ぐるみに係る人員（着ぐるみを着用する者の他、アテンド役を含む）は手配すること。なお、着ぐるみの返却にあたっては、原状回復を基本とし、使用後は洗濯のうえ返却すること。

オ 各スポーツ新聞社と企画内容及び訪問行程等の調整を行うこと。

カ 訪問には、市職員が同行する

キ 訪問に係る旅行券等の手配を行うこと。

ク 旅費の他、訪問者の出演料や、必要物資の運搬に係る経費等、訪問に係る経費は全て本業務に含めること（市職員の旅費は除く）。

(2) 映像・音楽・実況放送に関する業務

① CS 放送番組制作

ア CS 放送 (SPEED チャンネル)、KEIRIN. JP、ブロンズ回線端末及び場内テレビ放送用設備端末へ送出するための CS 放送番組を制作すること。

イ CS 放送会社 SPEED チャンネルや、場内映像を制作する JPF 等をはじめとする各事業者と連携し、演出及びカメラアングル等の確認を徹底し、事故及び情報提供の遺漏がないようにすること。

ウ 出演者については、受託者負担にて、司会、解説、リポーター兼インタビュアー及びその他必要な出演者を起用すること。なお、実況については、委託者にて別途確保することとする。

エ スタジオは、競輪場内または自社スタジオを使用すること。スタジオに設置する放送用バックパネル及びレース名等の情報を表示する机上パネルは受託者にて制作すること。映像及び音声ラインについては既存のものを使用すること。競輪場内にスタジオを設営する場合は、開催終了後、速やかに撤去及び清掃（設営前の状態に復旧）を完了すること。

オ 制作内容は、オープニング及びエンディング、放送席紹介、バンク情報に加え、発送予定時刻の紹介、メンバー紹介及び出走表等を含むものとする。また、熊本市や熊本競輪のプロモーション映像や主力選手、熊本所属選手のプロモーション映像も制作すること。

カ CS 放送等への映像送出においては、SPEED チャンネルの放送契約を別途契約する為、本業務では制作した番組送出関連業務を行うこと。

- ・放送局：SPEED チャンネル（チャンネル未定）
- ・放送受信システム：CS 放送 SPEED チャンネル
- ・その他の放送先：KEIRIN. JP 及びブロンズ回線端末

キ 撮影、配信に必要な機材、スタッフ及び控室は、受託者が手配することとし、本業務の委託料に含めること。

② インターネット（YouTube）番組制作

ア 熊本競輪公式 YouTube チャンネルにおいて、開催の様様や解説、場内映像を使用した生放送番組を企画・制作し、生配信すること。

熊本競輪公式 YouTube チャンネル URL：<https://www.youtube.com/@kumamotokeirin87>

イ CS 放送番組とは異なる視点で番組制作を行うこと。

ウ YouTube 視聴者のターゲット層を明確化し、ファンを引き付けるような出演者の選出、番組構成等の内容とすること。

エ 番組構成、出演者等の具体的な内容を提案すること。

オ スタジオは、競輪場内または自社スタジオを使用すること。競輪場内にスタジオを設営する場合は、開催終了後、速やかに撤去及び清掃（設営前の状態に復旧）を完了すること。

カ 撮影、配信に必要な機材、スタッフ及び控室は、受託者が手配することとし、本業務の委託料に含めること。

キ 制作した番組等の著作権は委託者に帰属するものとし、二次使用等発生する権利については、委託者及び受託者双方による協議のうえ、受託者の責任において処理すること。

ク 企画提案書には、番組構成、出演者等の具体的な内容を記載すること。

(3) 広報宣伝

① 各種メディアを活用した広告宣伝（スポーツ紙の開催告知広告を除く。）

企画提案にあたっては、広告媒体、ターゲティング、広告掲載期間、集客目標数等、詳細が分かるよう提案すること。

② Web 広告

ア X（旧 Twitter）、Instagram、YouTube 等の SNS ツールを活用したプロモーションを展開すること。

イ 実施にあたっては、統一ハッシュタグを用いる等、異なるコンテンツによる発信や異なる層をターゲットに訴求しつつも、統一感、関連性を持たせること。

ウ 企画提案にあたっては、広告媒体、ターゲティング、広告掲載期間、目標クリック数等、広告の詳細が分かるよう記載すること。

③ 特設サイトについて

ア 特設サイトを、既存の熊本けいりん公式ホームページ内に構築する。

熊本けいりん公式ホームページ URL：<https://www.kumamotokeirin.jp/>

イ 特設サイトの構築作業は、熊本けいりん公式ホームページの保守運用業者にて行うため、当該事業者に対し、開催に係る情報の提供等、サイト構築に必要な素材を提供、共有すること。

④ レース情報リーフレット（レース展開等）制作・発送

ア 場内外の来場者等にレース情報や、イベント等の開催情報を事前に提供するための情報誌を制作、配布すること。

イ 情報誌の企画、編集、版下作成から印刷、梱包、発送業務を一括して行うこと。

ウ 主力選手については顔写真（最新のもの）を掲載することとし、選手写真は取材等での受託者独自の写真を掲載し、選手への肖像権の了承を得ること。

エ レース展望や主力選手の寸評などの記事を盛り込むこと

オ 原稿料、梱包・発送に必要な資材や郵送費等、企画から発送までに要する経費は本業務の委託料に含むこと。

カ 納品日は、開催2か月前を目処とし、委託者及び公益社団法人全国施行者協議会（競輪公式投票 CTC）担当者と打ち合わせること。

キ 情報誌は、本場・他場・サテライト配布用として53,000部、競輪公式投票 CTC 会員向けとして95,000部制作すること。

ク レース情報リーフレット（レース展開等）の仕様

（ア） サイズ：B4版（両面印刷）4ページ

（イ） 紙質：コート紙53kg

（ウ） カラー：4色刷り

⑤ ネット購入者向けキャンペーン（CTC、民間ポータル等）の企画・運営

ア 記念競輪開催期間中、競輪公式投票CTC（必須）及び民間ポータルサイト（任意）を活用し、車券売上増進につながるキャンペーンを企画・実施すること。

イ 開催一月前までにバナー広告等を作成し、KEIRIN.JPをはじめとするWEBサイトやSNSを活用し告知を行うこと。

⑥ その他広報

その他、来場及び車券売上増進に効果的な宣伝を行うこと。

（4）特別観覧席の予約・発売に関する業務

特別観覧席の事前予約や抽選、当日の発売について必要な運営を行うこと。

（5）ノベルティ等の制作

① クオカード

ア 額面は500円、数量は1,000枚とする。

イ 表面デザインは、ポスターデザインを基調とする。

ウ 1枚ずつ贈答用の袋又は台紙にセットされた状態で納品すること。なお、袋又は台紙は、汎用のものを使用可とする。

エ スポーツ新聞社のプレゼント係等、委託者が指示する場所に送付すること。

② CS放送及びYouTube番組の視聴者向けファンサービス品

ア 売上向上の為、CS放送及びYouTube番組にファンサービス品を提供し、ファンサービスキャンペーン実施の際の、プレゼント品とする。

イ 数量：CS放送及びYouTube番組 各100個程度

7 その他

- (1) 受託者は、同種同等の業務に携わった経験を有する者を責任者として配置するなど、状況に応じ迅速な対応ができるよう万全の業務体制を整備し、委託者へ体制図を提出すること。
- (2) 受託者は、契約締結後すみやかに本業務の実施計画、工程表を提出し、委託者の承認を得ること。なお、体制図には協力会社を含めた実施体制を明示すること。
- (3) イベントに関する看板、サイン、広報媒体等に使用される素材などは、他者の著作権その他の権利が及ぶものは使用を避けること。
- (4) 業務の実施に際し、参加者の傷害保険及び施設賠償責任保険(対人・対物)に加入すること。
- (5) 詳細については、必ず委託者と協議のうえ決定すること。また、各実施内容セクション別に、委託者側の担当者を割り当てるので、その担当者と事前に入念な個別打合せを実施し、運営に支障の無いよう万全を期すこと。
- (6) 「熊本記念競輪開催に係るイベント等運営業務委託」受託業者と開催に向けて協力を行うこと。

8 報告書(成果物)の提出

受託者は、業務実施状況を記載した報告書及び事業の内容、広告の効果(インプレッション数やクリック数等)、制作物等を記録した報告書を作成し、データを記録媒体(USB等)に保存し、提出すること。

9 成果品の帰属及び著作権

成果品及び成果品作成のための関係資料(以下、「成果品等」という)に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 受託者は、成果物等にかかる受託者の著作権(著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう)を成果物の引き渡し時に委託者へ無償で譲渡する。
- (2) 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。また、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受託者は委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (4) 受託者は、委託者が承諾した場合には、成果物(業務を行ううえで得られた記録等を含む)を使用もしくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。